

平成26年第1回臨時会

中川村議会会議録

中川村議会

平成26年第1回中川村議会臨時会議事日程

平成26年5月2日（金） 午前9時00分 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第4	議案第2号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第5	議案第3号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成25年度中川村一般会計補正予算（第7号）〕
日程第6	議案第4号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第7	議案第5号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第8	議案第6号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〕
日程第9	議案第7号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成25年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第10	議案第8号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第11	議案第1号	平成26年度中川村一般会計補正予算（第1号）

出席議員（10名）

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	小池厚
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	菅沼元臣
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	米山恒由
書記	松村順子

平成26年第1回中川村議会臨時会

会議のてんまつ

平成26年5月2日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- ご参集ご苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第1回中川村議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 おはようございます。
- 平成26年の第1回の臨時議会、ゴールデンウィークのさなかという何かと気忙しい、落ち着かない中での開催となってしまいましたにもかかわらず、議員の皆さん方、全員、定刻にご参集をいただき、大変ありがとうございます。
- 本日、ご提案申し上げる案件につきましては、中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例の一部を改正する条例の制定に関して専決処分の承認を求める案件が2件、そして、平成25年度中川村一般会計補正予算(第7号)など補正予算の専決処分の承認を求める案件が6件、そして、平成26年度の中川村一般会計の補正予算(第1号)が議案として提出をさせていただきます。
- 一番最後の26年度中川村一般会計補正予算(第1号)につきましては、かねてから裁判となっております業務委託代金等請求事件でございますが、随分長い間、お互いにそれぞれの立場を裁判所で述べて裁判を続けてきたわけなんですけども、先ごろ、裁判所から判決が出ました。いろいろ双方の立場を述べた上での判断をということで、これ以上、時間をかけるのも得策ではないということで、村といたしましては控訴をしないという判断をいたしました。その後、原告サイド、原告側もですね、控訴をしないということになりましたので、判決の内容で決定をいたしましたので、裁判所の指示に基づいて原告サイドに後ほどご説明申し上げます金額を支払うという、そういう予算の提案でございます。
- もろもろ数はありますけれども、それぞれよろしくご審議をいただきたいというふうをお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。
- よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により2番 高橋昭夫議員及び3番 小池厚議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕及び日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕の2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕

及び

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

の2件を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 専決第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等がこの3月31日に公布され、それに伴いまして中川村税条例等の一部を改正する条例も3月31日で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

なお、改正条例は、第1条の中川村税条例の改正と第2条の3月議会にいて議決された中川村税条例の一部を改正する条例の一部改正の2本立てとなっています。

例規集は第1巻1751ページからとなります。

お手元にA3、横長の資料1をお配りしてありますので、条例及び新旧対象表とあわせてごらんください。

今回の改正は、法人村民税、法人税割の税率の引き下げ、また、軽自動車税の税率の引き上げ及び新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重科等が主なものです。

それでは表に沿ってご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

最初に税条例第34条の4 法人村民税の法人税割の税率についてです。

消費税率の引き上げによる地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられることになりました。引き下げ率は2.6%となっています。この引き下げ分に相当する額は地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とすることとしています。

税率の引き下げの適用時期は平成26年10月1日です。10月1日以後に開始する事業年度から適用することとしています。

適用時期につきましては、資料の3ページ下段、施行期日と経過措置をごらんいただきたいと思えます。

次に、税条例第82条 軽自動車税の税率についてです。

軽自動車税の見直しにより税率が引き上げられることになりました。引き上げ幅は、原動機付自転車及び2輪車が約1.5倍の最低2,000円、3輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車は、自家用、それから農耕作業用が1.5倍、貨物用及びその他は約1.25倍となっています。

また、環境対策、グリーン化を進める観点から、新規検査から13年を経過した軽4輪車等には新税率に約20%を加算して課税することとしています。

税率の引き上げの適用時期は平成27年4月1日です。

ただし、軽4輪車等は平成27年4月1日以降に新規検査を受けたものから適用となりますので、実質的には平成28年度分以降に新税率の適用となります。平成26年度までに新規検査を受けた軽4輪車等については27年度以後も現行税率がそのまま適用されます。

軽4輪車等の13年経年した重科の適用時期は平成28年4月1日です。

また、平成15年10月14日前に新規登録をした軽4輪車等については、登録した月がわからないために、13年経年した重科を適用する際は期間計算の起算点を新規検査の年の12月とすることとしています。

続いて資料の2ページをごらんください。

税条例附則第10条の2、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、新たに追加する公害防止施設、浸水防止用設備、ノンフロン製品等の機器にかかる固定資産税の減額措置として課税標準に乗ずる割合を定めたものです。

税条例附則第10条の3については、耐震改修対象建築物について、国の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震基準に適合するよう改修を行った場合において、その旨を村長に申告し、証明されたものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年間、固定資産税を減額するというものです。

税条例附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のための土地等の長期譲渡所得にかかわる課税の特例が3年間延長され、平成29年度までとなりました。

続いて資料の3ページ中段をごらんください。

改正条例の第2条の改正につきましては、3月議会で議決いただいた中川村税条例の一部を改正する条例に税法の項ずれ、それから規定の追加、字句の修正等が生じるため、さらに改正を行うものです。

これらが主な改正ですが、そのほかの規定の整備、条ずれの措置、東日本大震災関連の特例の削除などについては、資料及び新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認のほど、よろしくお願いいいたします。

続きまして、専決第2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの税条例の改正と同様に地方税法等の一部改正がこの3月31日に公布されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について3月31日に専決処分をしましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

例規集は第1巻の2051ページからとなります。

お手元にA3、横長の資料2、国保税条例の改正概要をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

それでは、資料により説明申し上げます。

今回の改正は、国保税の課税限度額の引き上げと、それに準ずる引き上げ、国保税の軽減判定にかかわる世帯主の追加と算定基礎額の引き上げです。

国保税の課税限度額の引き上げにつきましては、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものです。

国保税の軽減による減額後の税額も減額の上限も同様に引き上げます。

また、低所得者の負担軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めることとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずるべき金額を35万円から45万円に引き上げて軽減の対象者を拡大します。

適用時期は平成26年4月1日です。

以上、ご承認のほど、よろしくお願いいいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに承認第1号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に承認第2号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第5 承認第3号から日程第10 承認第8号までの承認案件6件につきましては、平成25年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 異議なしと認めます。よって、

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

[平成25年度中川村一般会計補正予算(第7号)]

日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

[平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)]

日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

[平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)]

日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

[平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)]

日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

[平成25年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)]

日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

[平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)]

以上の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 専決第3号 平成25年度中川村一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に7,974万1,000円を追加し、予算の総額を36億3,504万1,000円とするものであります。

繰越明許費は第2表の繰越明許費補正で、地方債の補正は第3表 地方債補正により平成26年3月31日に専決処分をしたものでございます。

この補正は、額の確定、あるいは最終実績等によるものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費の補正であります。追加で土木費、道路橋梁費で村道針ヶ平七久保線改良工事1,493万1,000円を追加するものであります。

変更は、同じく土木費の道路橋梁費で村道大草桑原線の補正額を変更し2,080万1,000円とするものであります。

村道針ヶ平七久保線改良工事につきましては、凍結、降雪によりまして年度内完成が困難となったことによるものでございますが、5月の下旬に完成の見込みでございます。

村道大草桑原線につきましては、冬場の工事ができないため冬期補正経数の皆減によりまして金額が減額となっております。10月末の完成予定であります。

今回の追加と変更、2事業で合計額が3,573万2,000円となります。

7ページ、第3表 地方債補正であります。それぞれ事業費が確定したことによる変更であります。

起債の目的にあります過疎対策事業債の獣肉加工施設改修事業かつらの丘以下14事業の起債の限度額の変更でございまして、総額では60万円の減額となります。

10ページからの歳入歳出の事項別明細であります。主要なものみの説明とさせていただきます。

歳入であります。

村税であります。村民税から入湯税まで、実績による計上であります。村税全体では82万6,000円の増額となっております。

11ページ、地方譲与税以下、交付額の確定によるものでございます。この中で額の大きなものでは、16ページ、地方交付税で補正額が8,050万5,000円でございます。特別交付税で3月交付額の確定で8,051万5,000円の追加であります。内訳の特徴的なものでは、地方バスの運行で1,566万1,000円、地域おこし協力隊に対するもので213万9,000円、除雪対策費として1,079万7,000円、過疎等の地域振興で5,138万4,000円などとなっております。

17ページの交通安全対策特別交付金以下につきましては、額の確定、また、歳入実績等に伴う補正でありますので、ごらんいただいたとおりであります。

30ページをお願いいたします。

歳出であります。

歳入同様、事業の実施状況に合わせまして額の確定により補正を行うものでございます。

各費目、すべて減額補正でございます。今回、額の大きなものでは、49ページをごらんください。

土木費の中ほどにございます道路橋梁費で4,155万円の減額であります。

主要な内容は、50 ページの中ほどにあります道路新設改良費 3,588 万円の減額であります。

事業の財源として見込んでおりました辺地債、過疎債の借り入れが、全国的に要望が多く、申請額に対し約 85%の借り入れとなり、財源確保ができなかったことによりまして 2 路線が改良できなかったということが減額の主な要因であります。

63 ページをお願いします。

予備費であります。各費目の減額の結果、予備費に 1 億 9,309 万 7,000 円を追加することといたしました。

64 ページ、最後のページであります。地方債の見込みに関する調書につきましてであります。表の左から 3 列目、前年度末現在高、平成 24 年になります。合計欄で 35 億 3,329 万 6,000 円あります。一番右の列、当該年度末現在高見込額、平成 25 年度末になります。合計額で 35 億 8,010 万 4,000 円ということで、予算額ベースで 4,680 万 8,000 円の増加となっております。

以上、一般会計について報告させていただきました。

特別会計につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○保健福祉課長

それでは、専決第 4 号 平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)についてご説明いたします。

総額に歳入歳出それぞれ 211 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 5 億 1,782 万 9,000 円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、7 ページをお願いします。

国民健康保険税収入の見込みが確定し、当初予算に対して一般被保険者に係る税は 50 万 6,000 円の減、退職者に係る税は 187 万円の減で、合わせて 237 万 6,000 円の減額となりました。

8 ページの国庫支出金は、療養給付費負担金と財政調整交付金とを合わせて 326 万 6,000 円の増額となりました。

9 ページの療養給付費交付金は、退職者にかかわる分で 110 万 4,000 円の増額となり、10 ページの県支出金では普通調整交付金が増額となりました。

12 ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金で出産育児一時金の実績による減額です。

続いて 15 ページからの歳出ですが、総務費関係については実績に伴う更正減です。

17 ページからの保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者ともに療養給付費、療養費、高額療養費の減に伴う減額補正です。

19 ページの助産諸費では、出産育児一時金が 2 名分、84 万円の減額、葬祭諸費も実績による減額となりました。

22 ページの特定健康診査等事業費ですが、予定していた受診人数を下回ったことによる減額です。参考までに、受診者数は 546 名、受診率は 55.8%です。

26 ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

続きまして、専決第5号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

総額から歳入歳出それぞれ1,044万9,000円を減額し、予算の総額を5億7,075万4,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、5ページをお願いいたします。

保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定しましたので8万2,000円の増額です。

続いて6ページ及び7ページです。

国庫支出金の介護給付費負担金と調整交付金及び支払基金交付金が、それぞれ年度中途の介護サービス給付費の見込みに応じて決まりました。

6ページの介護保険事業補助金は、この4月の消費増税に伴って介護給付の限度額も引き上げになることによる情報システムの改修に係る補助です。

8ページの県支出金につきましては、介護サービス費が確定したことを受けての現年度精算で164万5,000円の減額で確定しました。

10ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については介護サービス給付費分及び事務費分等が確定したため221万5,000円の減額補正となります。

また、基金繰入金では、介護サービス給付費が見込みを下回ったため538万円の減額となります。

11ページの雑入は地域包括支援センターでの穂某ケアプラン作成が増えたことによる指定事業所収入の増額です。

12ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減です。

13ページの保険給付費は、見込みより減ったため1,093万7,000円の減額となります。

14ページの地域支援事業も実績に伴う更正減です。

18ページの予備費で歳入と収支を合わせております。

続きまして、専決第6号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

総額から歳入歳出それぞれ83万3,000円と減額し、予算の総額を4,406万9,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、5ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料では、支払額が確定し44万7,000円の減額となります。

7ページの繰入金では、事務費、保険基盤安定でも減額となります。

10ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減です。

11ページの後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入分と保険基盤安定県負担金をそのまま一般会計から繰り入れ、長野県後期高齢者医療広域連合に支出する

こととなっているため、これら保険料等の収入が確定したことにより 62 万 7,000 円の減額となりました。

以上、よろしく願いいたします。

○建設水道課長

承認第 7 号 平成 25 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ 232 万 3,000 円を減額し、総額を 2 億 1,540 万円といたしました。

いずれも実績に応じて増減したものでございますが、主なものとしましては、歳入では 5 ページ、負担金収入に滞納繰越分 174 万円を追加し、6 ページ、使用料も、現年分、滞納繰越分、合わせて 481 万 7,000 円、手数料 14 万円を増額をいたしました。

これらに伴いまして、7 ページ、一般会計からの繰入金を 900 万円減額いたしました。

9 ページの歳出では、7810 維持管理事業、薬剤や電気料などの需用費、管渠清掃等に係る委託料など、実績によりまして維持管理費総額で 201 万円を減額をし、最終的に 12 ページの予備費を 5 万 3,000 円減額して調整したものであります。

続きまして、承認第 8 号 平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

今回の補正では、規定の歳入歳出から 414 万 9,000 円を減額し、総額を 1 億 2,960 万円といたしましたものでございます。

これも、いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、歳入では 5 ページ、分担金を 70 万円増額し、6 ページの使用料、現年分、滞納繰越分、合わせて 122 万 1,000 円を増額いたしました。

これらに伴いまして 7 ページの一般会計繰入金は 600 万円の減額となりました。

歳出につきましては、9 ページ、7910 の維持管理事業、薬品や電気料などの需用費、管路清掃等に係る委託料など、実績によりまして維持管理費総額で 298 万円を減額し、最終的に 11 ページの予備費 75 万 9,000 円の減額で調整をしたものであります。

以上、ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議 長

暫時休憩とします。

[午前 9 時 37 分 休憩]

[午前 9 時 38 分 再開]

○議 長

会議を再開します。

○保健福祉課長

先ほどの説明について訂正をお願いいたします。

専決第 6 号 平成 25 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての説明に際しまして、総額から歳入歳出それぞれ 83 万 3,000 円減額し、予算の総額を 4,406 万 9,000 円と申し上げましたが、正しくは 4,406 万 7,000 円とするものが正しい金額でございますので、そのように訂正をお願いいたします。

- 議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
- 5 番 (村田 豊) 承認3号の関係ですが、先ほど副村長のほうから特別交付税が8,051万5,000円プラスになったということを知りました。その中にバス運行助成だとか地域おこし協力隊、雪害対策というようなこと、そんなこと4点ありましたけれども、具体的に雪害対策として1,080万円くらいの助成が来たというふうに、私は先ほどお聞きをしたんですが、3月定例会の中で、議会として、豪雪だったから各集落への助成をお願いしたいと、配慮していただきたいという要望を出したわけですが、来た交付税プラス分が予備費に全額回されたということは、具体的に議会の議員の発議の中で出した要望は酌み取っていただけなかったかどうか、その辺を確認したいと思います。
- 副 村 長 この除雪にかかわるものにつきましては、補正予算で計上させていただきました直接除雪にかかわる重機代等、プラス通常あります融雪剤でありますとか、それから、補正予算以外で計上をしてあります重機の借り上げ代等々でありまして、金額的には、これを上回ったものを支出しているということでもありますので、各地区への交付金というのでは、交付税をその分に充てるということではなく、現在の既にある事業に対するものに対するの交付税ということでもありますので、お願いをしたいと思います。
- 今おっしゃられた意見につきましては、専決ですというよりも、今後、検討していくということでもありますので、よろしく願いいたします。
- 5 番 (村田 豊) 具体的に、今後、検討するということですが、いつまでに、追加で出すのか、26年度で出すのか、その辺のことを確認したいと思います。
- 副 村 長 今後、検討いたします。
- 議 長 ほかに質疑はありませんか。
- 6 番 (大原 孝芳) 先ほどの説明で、土木費の中で道路新設改良費が大きく減額になったということで、その理由として過疎債、辺地債の不足ということで、85%ですか、それしか認めていただけなかったということなんですが、過去にそういうことが多々あったかどうかということと、それから、例えば、こうした、それで工事ができなかったということですかね、請負金不足で、それで、それに対して、例えば、次年度に対して、そういったものに対しては、例えば、中川村が、そういったものを申請して、不足だった場合に、国——国っていうかですね、そういうものに対しては、どういうふうにそれを、例えば、そういうものを担保されて、翌年に、そういったものをある程度、査定に入れていただいてから、そういったものを優先的に出していただけるか、どういう仕組みに、そこら辺を、お考えか、また、制度としてどういうふうになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 副 村 長 25年度で予定しており、できなかった路線といいますのは、上島田島駅線、また、美又矢田線であります。これにつきましては平成26年度の中の事業計画に入れてあります。ということで、1年おくれますけれども取りかかっているということにな

ります。

起債の総額につきましては、全国的なものでありますので、多々あるかと言われると、年度ごと変動がありまして、国の過疎、辺地の枠に対して事業の実施が多い年、少ない年というのがありますので、変動があります。

中川村でも、過去、申請額に対して、満額、借り入れができなかったというようなことは出てきております。

これに対しまして、過疎連盟、また、町村会等を通じて国のほうに財源確保を要求しているという状況にありますが、国も、交付税措置のある起債等につきましては、国も、将来、負担を負いますので、国の全体的なバランスの中での予算づけかなあというふうを考えております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
初めに承認第3号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。
次に承認第4号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。
次に承認第5号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。
次に承認第6号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。
次に承認第7号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に承認第8号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第8号は承認することに決定しました。

日程第11 議案第1号 平成26年度中川村一般会計補正予算(第1号)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第1号 平成26年度中川村一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳出予算の補正でございまして、第1条で歳出予算の金額を第1表 歳入歳出予算によるものとするものであります。

1ページをごらんください。

第1表の歳出の予算の補正でございしますが、総務費で103万8,000円の増額であります。

14款の予備費で調整を図ったところでございます。

内容は3ページをお開きください。

歳出、総務費の総務管理費103万8,000円であります。一般管理費で103万8,000円でございます。これは、平成23年8月22日に中川村を被告として提訴されました業務委託代金等請求事件、以下、事件とさせていただきますが、この事件の判決が出され、確定しましたので、これに伴う費用を計上いたしました。

一般管理費の8節 報償費は22万5,000円で、事件の弁護士報償であります。事件の度合いに応じた額で計上をいたしたところでございます。

22節 補償・補てん及び賠償金は81万8,000円で、事件の損害賠償金であります。

詳細につきましては、さきの議会全員協議会等で説明いたしました判決どおりの額を計上いたしました。

4ページであります。予備費で調整をしたいとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

訂正をさせていただきます。

22の補償・補てん及び賠償金81万8,000円と申し上げましたが、81万3,000円でございますので、訂正をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○5 番 (村田 豊) 4点の質問をさせていただきます。

1点は、長きにわたった裁判だったわけですが、主張は、特別職の皆さんを含めて、今まで村側は処理が間違っていないということを主張をされておりました。裁判に対しては不利でないというような答弁を、教育関係を含めて、村側からもあったわけですが、今回、上告をしない、結審を迎えたということは、非を認めたとい

うふうに思います。それに対して、村政に対する管理監督義務違反、注意義務を怠った、過失が十分あるというふうに思いますが、先日の全協の中で、具体的な損失額に対する懲罰等は、一切、考えていないと、きょうも、もしや、そういった内容のことが出てくるのかなあというふうに感じましたが、ただ追加補正を金額的に盛ってあるだけだという点について、特に、また、内容的なものについても、総務のほうへ具体的に今までの累計の総額を示して、議員が理解できる、そしてまた村民の皆さんに聞かれたときに説明ができるような内容を提示してもらいたいということをお願いしておいたんですが、それもされていないというようなことで、特に、1点目の中では、大きな損害額になっております。私が調べた中では、もし数字が間違っておたら言ってほしいんですが、総額、弁護士費用で109万640円、今まで支払ったものと今回の今回の支払いをするもの、これが、一部、端数、切り上げになっておりますので、多少、数字的には、これより増えてくるかもしれません。

それから、具体的に、今回の追加補正で、裁判所から支払いを命じられた金額、これが81万3,000円という数字であり、先ほど申し上げた弁護士費用の中で、今回、支払わなければならない数字が22万5,000円ということで、今回、103万8,000円という金額が、この裁判に係る最終支払いとして出てきているということであるわけですが、182万3,000円というような大きな損害額、損失額を出しながら、具体的に、その責を、具体的なものを提示しないという点について、2点目として、特に、こういった懲罰、他町村の事例を検討して、そういった判断をされたのか、責任をとる必要なしというふうに判断をしたのか、この点、2点目としてお聞きします。

それから、3点目としては、再発防止策として、村側としても具体的な職員のコンプライアンスを含めて検討をしたのかどうか、また、教育委員会でも総括をして、再発防止の方向づけがされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、4点目としては、これは、村民の皆さんに理解をしていただくためには、広報、6月の広報等で、十分、内容等を理解をいただく意味で載せていくべきだというふうに思います。そこで、先ほど申し上げたような累計支出額、弁護士費用、今回の裁判での支払い費用等の数字等をきちっと載せて、そして、どのような過失があったのかどうかというようなことを含めて、村側の謝罪をきちっと載せるべきだというふうに思いますが、この点について、この4点、特にお聞きをしたいと思います。

特に1点目については、議員の皆さんが、どれだけの累計損失額、支払いをしているかということも疑義を持っておりまして、理解を欠いている点がありますので、これは早急に総額の内容を提示をするべきだというふうに思います。

その4点をお願いしたいと思います。

○村 長

たくさんのご意見、ご質問をいただきましたので、漏れておりましたら、また、ご指摘をいただきたいと思いますが、1点目、上告をしないということは非を認めるということかというふうなご質問をいただきました。この長きにわたってですね、

本当に、非常に、いついつ、どこで誰が何を言ったかとかですね、何ていうんですか、録音等々も含めて、その文字起こしなんかも含めてですね、一言一句と書いていいぐらい細かな会話の検討がなされました。こう言ったからこう言ったとかいうふうな、だから、よくあることかもしれませんけども、そういったところまで、理に入り際に入りお話しをされて、双方が、それぞれの立場、考えを説明をしたと、裁判所に向かって説明をしたというようなことでございます。その間ですね、何というか、調定というか、和解といいますか、そういうふうなお話もあったんですけども、それも成り立たずに、また、長い期間かかったというふうなことでもございまして、それぞれ徹底的に意見を言いながら、最終的に、ある意味、プロの裁判所のほうで両方の意見を聞いた上での判断をしたというふうなことでありますから、また、それについて、いや、実は、そうではないよというふうな話をもう一度繰り返すということでも、また数年間の時間がかかる、手間もかかる、そのこと自体がですね、また大きな負担になってくるだろうと、金銭的にも、それから、マンパワーといいますか、人の、何ていいますか、人の動かなくてはいけない、仕事をしなくてはいけないというふうなことで、大変な、また、余り村に対して、村民に対して生産的な形でのことにはならないだろうということで、上告することは決して得策ではないだろうと、村民の皆さんのためにいいものを生むというふうには思えないというふうなことで、上告をしないという判断をいたしました。それが上告をしないというふうなこととしたというふうな理由でございます。

それから注意義務違反というふうなことをおっしゃってございました。確かにですね、もろもろ、手続上ですね、厳正さを欠いている部分はあったかもしれないし、そのお互いに言葉を交わしていく中でですね、やや不注意な発言もあったのではないかなというふうに想像をすることでございます。そういうふうなことがきっとあったんだろうなというふうなことも、相手方、お互いのことですから、こちらがこういうつもりで言ったことも、向こう側にとっては違う聞こえ方をしたというふうなこともあったでしょうし、いろんな会話のやりとりがあったかというふうに思います。そういったところでは、そういう誤解も生じたりもする可能性があるということで、しっかりとですね、気にしながら発言をしていくと、発言をするということ、あるいは手続の上でも、いろんな書類なんかでもきちんとした対応をしていくということが必要だなというふうなことを考えるところでございます。

それから、かかった費用については、議員からも問い合わせがあったし、その都度、これからも、これまでもご説明を申し上げて、予算提案をして、議員の皆さん方に、弁護士さんにお支払いする費用については、その都度、ご承認をいただいているところでございますけども、その一覧、過去にさかのぼっての一覧についても、議員のほうから依頼がございまして、それについては表にしてお出ししているかというふうに思います。そんなことで、別に、これまでの金額について隠しているというふうなことはないのかなというふうに思います。

それから、再犯防止につきましては、先ほど申し上げたように手続上の厳正化と

いうふうなことを、安易に、こう、よかれと思って伝統的な形をとったりというふうなことがですね、きちんとしていない形をとるということが誤解を生みかねないというふうなことで、この間も課長会で、厳密な、厳正な、場合、場合に応じた形の区分けをきちんとしていながらやっていかななくてはいけないというふうなことで、職員に指示をしたところでございます。

また、判決の中ではパワハラというふうないうふうなことについても、一部、指摘があるわけでございますので、その辺については、再度——再度といいますか、研修といいますか、外部から専門家を招いて、職員、特に管理職についての勉強の機会を設けたいなというふうに思っております。直近でも、ちょっとお待ちください、直近でも、何といいますか、そういうセミナーを計画しておりますので、ちょっと、また、それは改めて副村長のほうから説明をしたいというふうに思います。

責任をとる必要はないのかと、その点についての提案が今回なかったではないかというふうなお話が、ご指摘がございました。今回の、その裁判所からの指示された金額というのは、基本的な金額に支払いの日までの金利をつけて払いなさいというふうなご指示をいただいております。したがって、ちょっと長引かせると、それだけ金利分、かさんでくるというようなことで、そういう事情もあってですね、今回、ゴールデンウィークのさなかという日程で臨時議会を組ませていただきました。そういうことですので、まずは、この裁判所から指定されたものを原告のほうに払いということを優先して、早く払ってしまうというふうなことを優先した形でのご提案となっております。

その責任、懲罰とおっしゃいましたよね、その辺のことについては、これから研究をして、必要か、必要ではないか、必要であれば、どういう形がいいのか等々研究をした上でですね、必要であれば、また改めて、ちょっとこれとは別にですね、別の機会にご提案を申し上げるというような段取りで考えております。

以上、足りなかつたら、また言っていただきたいと思います。

○副 村 長

3点目に再発防止策というお話がありましたけれども、今回の事件に関しまして、この業務委託については準委任契約と労働契約の混合契約であるという原告からの主張をされましたけど、契約書自体には、その労働契約を示す内容ということではなっておりませんで、今回の場合、個人事業主的な方との業務委託契約ということでありました。契約の内容につきまして十分な説明をして、誤解の生じないようにしてまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、所管をする部署にも指示をしてあるところでございます。多少、人間関係、ぎくしゃくするかもしれないかもしれませんが、契約行為でありますので、整理はきちんとしていくというのを期限が来たらするというのを心がけていきたいというふうに思っております。

それから、ただいま村長が申しあげました職員に対する職員研修を行っていくということの中では、住民サービスの面も含めまして、5月の29日の日に職員研修を行う予定としております。

それから、パワハラの関係につきましても、自治体の研修期間等での機会を捉え

まして参加して管理職研修を行っていききたいというふうに思っているところであります。

職員に対しましては、ただいま、村長、申し上げましたけど、課長会のほうで判決の内容について説明をして、職員も周知をするようにしたところであります。

以上、よろしく申し上げます。

○教育長 教育委員会でも総括をして、今後、再発防止のことを検討されたかというご質問でございますが、教育委員会でも検討いたしまして、今後このようなことがないように契約事務の適正な執行に努めていきたいと考えております。

○5番 (村田 豊) 具体的に村長のほうから話がありました。責任、特に原告への支払いを優先するという事で言われました。村長の監督責任や、あるいはまた関係した職員を含めて特別職の皆さんの直接責任が相当あると思います。そういった点では、検討をするということと言われましたけれども、いつまでに検討し、いつごろ提案するのか、その点、再度、お聞きしたいと思います。

○村長 検討とか研究とかをいたしまして、6月議会というのが、予定が、当然、ございますので、6月議会に、検討の結果、必要であろう、こうしたほうがいいであろうという判断を下した場合には、議会に提案することになるかと思っております。

○8番 (柳生 仁) 私は、今の5番議員と大方変わりませんが、思いがありますので少し述べさせていただきますけども、ただいま業務委託代金請求にかかわる補正の説明があったわけでありまして。今回の訴訟事件を振り返って、二度とこのような事件が再発しないように取り組まなきゃということで、ただいま説明がありました。今回の訴訟事件は、裁判所の判決により、原告への不当利益返還請求に基づく報酬日当と慰謝料等が提示されたわけでありまして、最終的な金額が提示されました。この事件を振り返って、先ほどありましたけども、一体、誰が得をしたのか、誰が損をしたのか、私は、この事件を教訓に、村では再発防止の研究をされたところでありますけども、教育委員会からされたってということでありますけども、しっかりと検討して、お願いしたいわけでありまして。そしてまた、なぜ、真面目に業務をこなしてきたこの原告がこのようになったのか、どのような反省をされたか、3年余の、約3年ですけど、時間がかかって、一人の弱い労働者が、確か雇用契約と言っておりましたけども、一人の弱い労働者を相手に裁判することは大変なことだと思っております。こうした方の原告の心労が、私は本当に推測されます。こうしたものを一日も早く清算して、原告の心が休まるようにしてあげることが大切だと思っております。私的に見ますと、今回の事件は、役場ではあってはならない事務的の手の違いだったかと思っております。このすれ違いが訴訟事件に発展したと思っております。村では再発防止をどうするかってことでございますけど、報告がありました。また、この事件について、誰にその事件の責任があったのか、村長、ありましたけど、今後、検討するとありますけども、4月の21日の段階では、5番議員、言いましたけども、責任は考えておらないというような発言があったので聞かせていただきます。

また、そのときに、総務課長のほうから、当時、かかわった担当者は正しくしており、責任は問わないというような報告がありました。このような重大事件は、当然、その責任が、私にありますというようなことを言う方が、私は、おってもいいような気がします。他の事例で、ちょっと見ますけども、職員が、うちでは違いますが、お金の使い込みなどをしても、そしてすぐに返済しても、時の首長さんが私の監督不行き届きだったということでもって責任をとっている事例がいろいろ報道されております。ぜひとも慎重に考えていただきたいと思います。

もう1点でありますけども、今回の補正につきましては、さきの全協で総務課長のほうから、法律の定めるところにより、皆さんは、このものを否定できないよという、冒頭から釘刺しがございました。これ、自治法を調べてみますと、自治法96条13項に損害額の決定というところがありまして、「法律上、その業務に属する損害額を決定することができるのは裁判所であり、議会の決定は裁判所の権限を左右することができない。」と書いてありますので、総務課長、あらかじめ私どもに説明してくれたと思いますけども、できることならば、この会議の前に、皆さんはこのことを否定しちゃあいかなんということをするべきではないと思っておりますが、前段の2点は、今、回答がありましたけども、3番目の、総務課長は、なぜ、このように私どもにくぎを刺したのか、お伺いします。

○議長 8番議員、一部、発言の中に雇用契約という発言がありますが、業務委託ですんで、その辺は訂正をお願いしたいと思います。

○8番 (柳生 仁) 業務委託に訂正します。失礼しました。

○総務課長 全協での私の説明ですけれども、あれは、臨時議会に補正予算、このかかる費用の補正予算は計上するけれども、通常は損害賠償の際に損害賠償の額を決めるための議案を提出するんですが、今回は裁判の判決であるために出す必要がありません、出しませんという意味で申し上げたんです。ちょっと受けとられ方が、私の言い方がまずかったのか、受けとられ方は、ちょっと違ったのかなというふうに思いますけれども、決して議会の否定したわけじゃなくて、補正予算は出すけれども、損害賠償の議案のほうは、こういうことで出しませんのでご了解をという、そういう意味でありましたので、よろしくをお願いします。

○村長 ご質問に適切に答えられているのかどうか分かりませんが、ちょっとお聞きして思ったことを述べさせていただきますと、一体、誰が得をして、誰が損をしたのかというお話がありましたけども、誰一人、得をしていない、みんな大変だっただけで終わったのかなというふうに思っています。その中で、横領事件の例えを挙げられましたけども、ちょっと横領事件と一緒にするのはいかがなものかなというふうに私は思いました。基本的には、やっぱり、教育長さん、前教育長さんのお立場としては、業務委託をお願いするに当たって、きちんと手続を踏まねばならないという、ある意味、仕事をちゃんとやるためにということで契約書にサインをしてほしい、サインか判子かはちょっとわかりませんが、やってほしいというふうなことで、押ししてほしい、早く押ししてほしい、いや、まだ押せないというふうな、押し

てほしい、まだ押せませんというふうな、その辺のやりとりがあつて、その中でいろんな発言があつたとか、なかつたとかというふうな、そういうことでございますので、お金をですね、懐に入れたというようなことと、この契約書をきちんと結ぼうとしたというふうなことを、一体、一緒くたにして、比喩として挙げられるのは、ちょっと不適切ではなかつたのかなというふうに感じました。

○8 番 (柳生 仁) ただいまおっしゃるとおり事例としてはまずかつたかもしれませんが、一職員のこういった手続の違いがあつたことについて、やっぱり首長としてしかるべき対応をしてよかつたのかということで、不適切な事例だつたかもしれませんが、こういった事例があるということを申し上げたわけでありませぬ。同じ事例っていうのはなかなかないわけでありませぬけども、こういったことがあるっていうことで、職員の監督はきちんとしてもらいたいということを述べたかつたんで、不適切でありませぬなら、その部分を削除しても構いませぬけども、私は、こういったことがあるというときには、首長さんは、相当、責任を持って対応してもらいたかつたということを述べたかつたわけでありませぬ。よろしくお願ひします。

○村 長 先ほど5番議員さんからも同様のご意見がございませぬ。そのときにご説明を既に申し上げたとおりですけれども、いろいろ研究、検討をいたしませぬ、必要というふうな判断をいたしませぬら、6月議会で、またご提案をさせていただきますことになるかというふうに思ひます。

○4 番 (山崎 啓造) ええとですね、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

5番議員の質疑で私のお聞きしたいことはほとんど言つていただひているわけですけれども、このようなことがなぜ起きたのかということの検証ですね、深掘りをして徹底的に究明をしていかないと非常にまずいんじゃないかなという気がしませぬ。ということによつて、深掘りすれば、おのずとですね、どういった責任がどういふところにあるかということが見えてくるんじゃないかというふうに思ひわけでありませぬ。

それで、先ほど、村長、それぞれにし、再発防止のために職員に指示をしたということをおっしゃりました。指示、結構だと思ひますが、私は、ある種のマニュアル的なものをつくつてですね、これから研究をされるようですが、二度とない、起きないというようなもののマニュアル的なものを、こういうときには、こうやるんだ、ああやるんだ、そういうこともつくつていく必要があるのかなという、実は気がいたしませぬ。

それからですね、この事件については、5番議員も言つていませぬが、村民に説明する責任もあるだろうと、庁側としてですね、6月の広報でどうですかというふうなことを、5番議員、言つていませぬが、その答えがなかつたわけですが、これは、やっぱり、我々は承知をしておつてもですね、村民が報道等しかわかりませぬので、きちつとした、いわゆる経緯から始まつて、例えば補償額であるとか賠償額、報奨金であるとか、すべてをきちつと説明をいただく必要があるのかなと、こんなふうに思ひところでありませぬ。こういう事案のときは、最終的にはですね、い

わゆる リーダーとして、村長の責任というものは、これは少なからずあるのじゃないのかなというふうに非常に思うわけですが、現時点です、じゃあ、これは、いろいろ研究したり調べてみたりしながら結論を出していくというふうに申されましたが、現時点でどんなふうに感じているのか、責任に対しては、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○村 長 マニュアルのご提案でございました。二度とこういう事例がないようにというふうなことで、この事例がないようにというふうなことだと、マニュアルもつくれるかと思いますが、いろんな、この事例って、ある程度絞ってですね、業務委託契約についてに関するマニュアルということとか、あるいは、そのすべての契約事項に関するマニュアルだとか、あるいはすべての職員の仕事の仕方に関するマニュアルとか、いろいろ範囲の設定の仕方はあるかと思いますが、なかなか、こういう事例がどこまでを広げて考えるのかってというふうなことで、なかなか、ちょっとすべてをカバーするっていうのは大変かなというふうに思っています。感じているところは、業務委託契約っていうふうなことの場合はこうだというふうなことをですね、しっかりと、ほかの既存の文書なんかとの、こう、何ていうかな、柔軟にしたり、働く人のことを思って働きやすいように、ちょっと、こう、何ていうか、厳密にぎしぎしに業務委託契約に基づいたやり方だと大変だろうというふうな配慮もあったんだと思いますけども、そういうふうなことなんかもあって、何となく、ちょっとうやむやになってきたようなところがあったので、今後はですね、きちっと仕分けっていうか、この形で、こういう仕事の仕方をしてもらうときにはこうであって、こっちのほうとは違うとかですねいうところへんをきちっとやっていかないと、働いている人にとってもどっちかわからなくなったりとか、誤解を生じたりすることがあるのかなというふうなことを思って、そういうところについて、特にきちんと、用語とか書類だとか、その辺のことなんか、辺に安易に変えていかないというふうなことを指示をしたというふうなことで考えております。それで十分か、どうなのかってというふうなことで、もう二度と、絶対、未来永劫、起らないかどうかっていうふうなことになってくると、ちょっとわかりませんが、当面、そういう形で、改めて職員に徹底をしてやっていきたいなというふうに思っています。

それから、もう1ついただいた点につきましては、いろいろ、きょうも3人の議員の皆さん方から同じように、私の責任はどうなんだというふうな形で問題提起をいただいたところでございますので、また、先ほど申し上げたとおりですね、また研究をして、必要であれば、再度、改めてご提案をするというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○副 村 長 先ほど根本的な原因の深掘りということ、お話がございましたけれど、今回、提訴されてから判決に至るまで、さまざまなやりとりがあったわけですが、根本原因かどうかわかりま——わかりませんがという言い方はないんですけど、契約、業務委託契約についての厳格なリポートっていうところをしていく必要がある

のかなというふうに思います。業務委託契約終了後についても、文書の取り交わし等なく、緩やかなといいますか、優しい、当初は信頼関係のもとに行っておったわけではありますが、そうしたことが続いてきたことによって生じてきているのかなあというふうに思いますので、契約は契約として、冷たい場合も出てくるかもしれませんが期限後のついては、もう、再契約ができないものであったら、きちんと切って——切るというか、終了をさせていくといったようなところをとっていく必要があるのかなというふうに思います。

また、教育委員会部局の部分についても監督をしろということは介入をしろというふうにとられるのかなあと思いますが、それを村長部局でしろということに解釈はしたくはないんですが、そんなようなお話もいただいているところでもあります。一般的な事務事業等については、役場に倣って実施をされておっていただくかと思いますが、また、教育委員会のほうとも相談しながら、こうしたことのないように努めてまいりたいというふうに考えるところでもあります。

○総務課長

村民への説明責任を果たせというお話、もっともだとは思いますが、実は、今回、被告は中川村で、中川村長です。なぜこうなったのか、それは、教育委員会法の中にありますけれども、教育委員会の所掌にかかわる事項に関する予算の執行は村にあると、そういう内容のために、相手方は村を相手にしていたというふうに思われます。実質、教育委員会としては、例えば人事権も教育委員会が持っております。それから、学校関係のそういった管理的なことも教育委員会が所掌ということで、教育委員会は村長部局ではありません。このことは、もう、皆さん、ご承知だと思いますけれども、今回の住民への周知の仕方につきましては、教育委員会のほうと十分検討をさせていただきながら対応を考えさせていただきます。本日は、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○村長

今、役場なり、教育委員会サイドなり、ただ、でも、どちらでも同じことかと思いますが、説明というふうなことで3人の議員の皆さんからご指摘を——ご指摘というか、要望というか、要求をいただいているわけですが、私が、そのときに、ちょっと思いますことは、裁判ですから、双方の立場で主張があった中で、裁判所の中で、こういうふうなことが出たというふうなことになります。その中で、私どものほうからだけで説明をするということになってくるとですね、どうしても我々が思っていることを説明するほかはない、向こう、原告側が思っていることを我々がおもんばかって言うこともできないわけですから、そうなってくると、どうしても一方的——極端に言えば一方的な、幾ら気をつけたとしても、そうならざるを得ないのかなというふうなことを思っておりまして、原告の方にとっては、それをごらんになったときに、また、そうじゃないと私は思うというふうなところが出てくるのかなというふうなことも思ったりもして、要は、こう、蒸し返す、何か要らぬ、何ていうかな、感情的な問題を蒸し返すようなことにもなりかねないのかなと、その辺をどういうふうな書き方ができるのかというふうなところが大変難しいなというふうなことは、不可能かどうかはわかりませんが、その辺に配慮し

ながらどういう説明をつけるのかって、我々が思っていることを説明するということはできますけども、そのことについて、相手方にとっては、また違うご意見もあるだろうしというようなことがあるかなというところの難しさを感じています。これが答弁と言えるかどうか、お話、ご指摘を伺いながら感じたことの感想にしか過ぎませんが、ちょっと申し上げます。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、お話をお聞きして、他の議員の質問がありましたけど、私もそのとおりだと思います。2年、約5ヶ月、その当初においては、我々に落ちがないと捉えられる、全協ですけれど、そういうことがあって、それならいいなあとも私思ってたんですけども、現実において数字が出たそのもの、つまり、今回の補正というのは、判決結果に示された数字で、認めざるを得ないと、こう思います。ただ、先ほど冒頭に村長が発言がありましたけれども、まだ不足に思うことがあるというお話がありました。不足な形だという、ありました。その反省が、ちょっと感じられない、だから、私が思うことは、謙虚にそれを捉えて、やっぱり、今後の反省、あるいは検討にさせていただきたいと、謙虚な思いを持っていただいて、そういうことを発言をさせていただいたと、こういうことで、質問ではありませんけれども、そういう願いを述べさせてもらいます。よろしくお願いします。

今、質疑という形においては、その不足の部分と言われました。そして、今もお話がありましたので、今ここでは、殊さら、そういう発言はできないがと言いましたけれども、あえて不足という部分の思いがありましたら発言していただければ、それも村民が理解される形につながるのかなあと、こう思いますけれども、そんなことであります。よろしくお願いします。

○村 長 不足という言葉は何回もおっしゃって、ちょっと私自身がどこでどういうふうな不足という言葉を使ったのかっていうようなところがはっきりしないので、とんちんかんなどころがあるかもしれませんが、全協で落ちがないといったのというふうなお話がありましたけども、係争中ですから、お互いに、我々はこういうふうなやっているんだというふうなことで、裁判中は、それぞれ自分の立場、私たちは、こういう考えで、こういうふうにしたんだっていうふうなことを両方が言い合っているわけですから、裁判中に私が悪うございましたっていう話には、なかなかかならんのかなというふうに思います。お互いが、自分は、こういう考えで、こういう思いで、こういう考えでこんなふうにしたんだっていうふうなことを伝え合ったわけですね、ですから、その結果、例えば誤解を生んだとか、不十分だったとか、ちょっと配慮が足りなかったとか、そういうふうなところで裁判の判決が出たのかというふうに思います。ですから、多分、原告の方にとってもですね、私が言ったことは十分に裁判所で酌んでもらっていないなっていうふうな思いがあるでしょうし、けども、控訴を、また何年もかけてっていうことはあれかなというふうに思っているし、それは、当方としても、この辺のところは、もうちょっとわかってもらいたかったなというふうな部分はあるのかもしれないなというふうなことは思います。それが、ちょっと、こう、想像するに、不足というふうな意味というの

は、そういうことだったのかもしれない、ちょっと、私、自分が言ったかどうか定かではありませんので、わかり、非常に想像で申し上げておりますけども、それから、謙虚になれというふうなお話がありましたけども、先ほどから申し上げているとおり、そういう対応とかについて、制度を使っていくところにおいて、ちょっと厳格さに欠けた点があつて、それが誤解を生んだり、ちょっと、こう、ぐずぐずっていうか、柔軟過ぎて、柔らかくなり過ぎたところがあつたかというふうに思いますので、その辺をきっちりする必要が、これがあるというところの反省、それから、いろんな言った言わんの話の中で不注意の発言があつたり、相手が自分とは違う理解をしたりというふうな中でですね、いろんなやりとりの中で、いろんな感情が行き交うんだというふうな、当然のことですけども、その辺のところについても、しっかりと配慮をしながらコミュニケーションをするという、その辺のところ、もう少し注意深くなければならなかったのかなというふうな、そこら辺のところについては、課題といたしますか、これからやっていかななくてはいけないところだというふうに考えており、そういう点について改善を図っていくというふうなことを考えているというところで、それが高橋議員のおっしゃっている落ちの部分という部分では、そういうところではないかなというふうに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) それぞれに言い分のあることはわかりますし、しかし、今度の判決の内容の中においては、その不法行為に当たるというような文言も、そういうものがあります。ですから、そういう面においてはですね、やはり、悪いものは悪いというか、そういう部分の姿勢があれば、我々は、やはり、この補正というものを認めなければならない、そういう思いが深まると、こういう意味で発言させていただいたと、こういうことであります。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○7 番 (湯澤 賢一) 村長に質問いたします。

判決が確定しましたので、今後、住民からの何らかの納税者としての動きはあるかもしれませんが、本臨時議会に上程された補正予算の議案につきましては、議会は認めるしか方法がないとのことであります。しかし、そうした裁判所の判決を受けて、今後このようなことが起こらないように対策を立てることを求めるとの意見が大多数かと思われまますし、私も、その件に関しては異論のないところであります。

しかし、今後このようなことが起こらないとは、どのような状態をイメージしているか明らかではありません。この再発防止に関連して村長に質問いたします。

業務代金、業務委託代金等請求事件、今回の事件は、表面的にはどこにもある単純な民事の損害賠償の事件のように思いますが、現実にはIT関連の行政システムの問題として、もっと深いところに原因があるのではないかと私は思っております。単に委託業務契約等を厳格にする、あるいは見直す、そのことで解決するような問題ではないのではないかと考えます。ストックホルム症候群というご存じかと思いますが、釈迦に説法かもしれませんが、あえて、この事件にぴったり当てはまりま

すので、念のために解説を朗読いたします。

「人質にとられた被害者が犯人を怒らせると殺されるという恐怖から、助けようとしている警察官を敵視して加害者に同情するというストックホルムで現実にあった事件から、この種の事件をストックホルム症候群という」とあります。

I Tのこのシステムの世界でも、行政のシステムを業者に人質にとられている点が共通しておりまして、民間ではなかなか見られないが、自治体においては、往々にして観察される、これは、だめなものを導入したとなれば、誰かが責任をとらなければ追及されるから、これを避けたいんだと、そもそも入札による選定なので、担当者側に業者を追求する権限がない、民間とは違い、だめを出すとすると、事が非常に大事になって、誰かに累が及ぶ、業者と交渉するのに必要な技術力を持った人材に乏しいといった要因から、今の業者に何とか対応してほしいとお願いするしかない弱い立場に行政がなっていると、そのためだと分析しております。こうなると、一度、導入しただめシステムを何とかするために、なんやかんやと名目をつけて一所懸命予算を確保してやらないといけなくなる、当然のことながら、すべて随意契約で、そもそもまともに交渉ができない、だから金額も業者の言うとおりにがちだ、むろん、税金で支払われるわけだから、納税者である住民がもっと怒ってよいと思うのだが、この種の問題にメスを入れる市民団体も政治家もないと、こう解説されております。

このストックホルム症候群につきましては、私は2010年の9月定例会での一般質問で取り上げておりますのでご存じかもしれませんが、中川村の事件が、ぴったりと、このストックホルム症候群に当てはまります。

私は、当初から、基本的にこの観点で、つまり、I T関連のシステムの難しさと業者と行政の関係の立場から、この問題を取り上げてきたつもりであります。行きがかりから、結局、私さえも、教育長の言う議員の事実無根の議会における発言というような形で敵視される証言となったようではありますが、行政が相對していなければならなかったのは業者のはずであります。私のところには情報教育補助員からの日々起こる業者とのバトルの当時の記録があります。問題があった業者の言うままにならざるを得ず、業者を守って、本来、見方であるはずの情報教育補助要員を敵視してしまう、まさにストックホルム症候群の、その行政の姿は、ここにあったのだと、私は思います。

平成22年2月に教育委員会が情報教育補助要員に示した契約書には、原文のまま朗読しますと「現在、委託しています業務の中で、パソコン教室について、株アズムとシステム保守契約、運用支援サービス契約を結びました。内容はシンクライアントシステムのハードウェア保守及び運用支援となりますので、この関係については業者に任せるといふことをお願いします。」つまり、そのように、この情報教育補助員に求めているわけですね。つまり、読んで字のごとく、業者にすべてお任せであると、そのことを宣言した契約書であります。それで、それが理由で補助員の契約時間が減らされて、情報教育補助員による業者のチェックができなくなってし

まったく、それ以前の当初からの契約書には、そうした文面は、昨日、ちょっと調べましたが、ありませんでした。

また、本来、見方であるはずの議員はともかく、教育委員長に訴えたことまでも事実無根の密告として契約の解除にしていることは、本当に驚きます。

しかし、一方、考えなくてはいけないことは、入札で業者を選定したのは役場であり、教育委員会は単に現場担当者であり、業者を追求する権限はなかったのかもしれない。この観点に立てば、情報教育補助員が問題ありとして告発し続けた業者の選定の責任の大半は役場にあるとも言えます。

今回の判決は民事的な損害賠償になっておりますが、原因となった、いわば行政のITシステムに関するストックホルム症候群に、この部分にメスを入れなければ本当の解決にはならず、今後、顕在するかどうかはともかく、問題の本質は今後に引きずることになるだろうと私は思います。

例えば、今後、今の時点で現実的ではないかもしれませんが、よくある方法として、例えば原状復帰、平成22年の状態に一旦戻す、つまり、情報教育補助要員を、もう1回、再雇用するっていうことも選択の1つだと考えます。今後、村長は、どのような問題が、どのような対策を立てて、このような問題が起こらないようにするのか、考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○村 長

ちょっと印象としては、今のお話を聞いて、システムを守るために、その原告の方を排除したというように聞こえますけども、現実には、前教育長さん、先ほども教育長さんとおっしゃいましたけど、前教育長さんのことだと思いますが、前教育長さんは、再契約について契約をしてほしいと、早く押してほしいということを再三お願いし、そのことの行き違いといいますか、押す、押さないというふうなところの中で話がこじれたというわけでございますので、必ずしも、その原告の方を排除するというのではなくて、契約を早く結びたいという形でやっておられたのかなというふうに思います。

それから、裁判でも、若干、争点にもなりましたが、情報教育補助員のどこまでのところをお願いしているのかっていうふうなところなんですけども、システムアドミニスレーターかどうかっていうふうなところっていう主張があったんですけども、そういうシステムをどういうふう構築するかというふうなところについてじゃなくて、先生方の現場での、子どもたちに、そのITを使って指導をするということに関してのお願いをしてきているというような、その作業、業務委託の何を業務委託しているかというふうなところで、そういうところをお願いしているんですというふうなことを、我々、被告側としてはですね、裁判中に申し上げてきたというようなことでございます。

それから、今後というふうなことでしたけども、これからも、すべてのことをですね、役場の中でできるというわけにはまいりませんので、いろんな外部の組織、あるいは人をお願いをすることになるかと思えます。そういったときにはですね、中身をしっかりと説明した形で応募をしていただき、それに応じてくださった、手

を挙げていただいた組織とか人の能力だとか、あるいは、その体制が信頼できるかどうかとか、あるいはお値段が幾らかとか、そういったことをしっかりと判断して、きちんとしたサービスが適正な価格で得られて信頼ができる形でやっていけるというふうなベストな選択をした形をお願いをするというようなことを、これまで以上に考えながら、外部の人、組織との協力関係については、やっていかななくてはいけないなど、これまでもしてきたつもりですけども、その辺は、もう一度、認識を深めながらやっていきたいというふうに思っています。

○7 番 (湯澤 賢一) 最初に申し上げましたと思いますが、これを単に業務委託契約が結べたか結べなかったかという問題に矮小化してしまっただけでは、例えば、先ほど8番議員が言いました一人の女性の、こうした関係の、これは業者ですが、ここまで、例えば660時間が600時間にされたことが悔しくて契約書に判子を押さなかったのではないんだということ、その部分についての深い理解がないと、本当に、この問題、解決しないのではないかと、私は、最初に、この問題を知ったのは、実は監査の方からの聞いた話でありまして、監査委員が学校へ行って監査をしたところ、どうもパソコンが動いていないようだ、それで、ちょっとあれは問題じゃないかというようなことが話がありました。それについて、私は、はるかにたくさんの聞き取り調査を、先生方からも聞きました。先生方も、この情報教育指導員に対する信頼は絶大なものでありました。それで、だから、いろいろな問題が起こって、その都度、何か一所懸命、夜中まで飛んで回って解決してきた、この指導員、補助員が、単に600時間——660時間が600時間にされたことが悔しくて判子を押さなくて、こうした事態になっちゃったんだと、相手も非があるんだというような、こういう捉え方では、私は恐らく解決しないのではないかと思います。この件につきまして、私どもは、この金額については、当然、損害賠償についてのこれを認めなければならぬようではありますが、再度、村長に、そうした考え、例えば業務委託契約に矮小化しない、例えば、この難しいIT関連のシステムを今後どうしていくかという問題についてまで踏み込んだ回答が、もし、あれば、いただきたい、このように思います。

○村 長 原告の方が大変熱心に取り組んでいただいていたということは承知をしているところでございます。いろんな会議だとか、あるいは出張だとか研修だとかですね、そういうものにも、ぜひ私も行きたいというふうなことで、それだったら一緒に行きましょうかというふうな形で行ったりというふうなこともあったというふうなことを聞いておりますので、そういう意味で熱心であったし、その熱心さにこたえるというふうなこともあったと思います。その辺のところ、ある意味、どこまでが仕事の範囲ないかっていうところが、ちょっとあやふやになっていた1つの原因かもしれないなというふうなことは思っているところでございますが、そういった意味も含めまして、先ほど申し上げたとおり、役場の外の皆さん方と一緒に仕事をするときについては、何をしていただきたいのかというようなこと、それから、その依頼っていうか、発注内容といいますかね、そのことを厳格にお伝えするという

こと、それに手を挙げてくださった方に、繰り返しになりますけども、どういうふうな考え方で、どういうふうに取り組むのか、それから、どういう体制で取り組んでくれるのか、それから、今までの実績がどういうのがあるのか、信頼はおけるのか、そしてまた、肝心のお値段についてどうなのかというようなこと、そのあたりのことをしっかりと確認をして、手を挙げていただいた中でベストなところと契約をしていくというようなことをしていかななくてはいけない、それは、もう、ITに限らず、すべての範囲について、大原則でありますから、それについてしっかりと検証しながらやっていくということしかないのではないのかなというふうに思います。IT関係に関しても、我々の、何ていうか、どういう、こちらサイドのニーズといたしますか、必要がこういうことがあるので、このことをやってほしいんだけど、やってもらえる人いませんかというふうな中で、手を挙げていただいた方からベストを選んでいくと、そのときには、先ほど申し上げたようないろんな要素の部分でチェックをしながらやっていくということだというふうに思っております。

○6 番 (大原 孝芳) 私は、また、ちょっと違った観点で質問をしたいと思います。

今回は、裁判で、さっき、村長の答弁です、どちらも、多分、得はなかったと、つまり、やっぱり裁判まで行きつく前にですね、解決することが多々、日本社会の中では多いんですが、こういった、本当、最悪のところまで行ってしまったわけですが、今回、いろんなこういった事例を挙げて、職員の皆さんにいろんなコンプライアンスを研究して、なるべくこういう事案をつくらないようにしましょうってやることは結構なんです、私は、逆にですね、これから、こういったことが起き得ると、つまり、行政がですね、被告になってしまう事例はたくさんあると思います。したがって、さきの全協でも議長が申し出ておりましたがですね、やっぱり、そういったことに対してね、きちんと防御していかなくちゃいけないと、つまり、それは、顧問弁護士であったりですね、そういった行政官の、そういった法律に詳しい人たちに対してですね、手伝っていただいて、そして、つまり、私が一番懸念するのはですね、こうしたことが起きると、やっぱり、職員の皆さんもね、委縮してしまうんじゃないかと思うんですね、堂々とね、自分たちの正しいと思ってやったことが、結果としてこうした事例になってしまうことだって、今回は、それに類するかどうかは言いませんが、やっぱり、一所懸命やっていて、こういったことも起きるっていうことがね、これからの時代には、当然、想定しなくちゃいけないと思うんです。したがって、早急にですね、いろいろ研究をしていただく中で、法律の方の、そういったことをもっと研究していただいて、それから、特に、最近、特定秘密保護法っていうのが成立しまして、実施、もう数年のうちに実施されると思いますが、やっぱり、何ていうんですか、職員の皆さんをですね、やっぱり守ってあげなくちゃいけないと、したがって、私は、予算の中でね、そういった費用にはね、十分お金をかけても構わないんじゃないかと思えます。つまり、職員が堂々と自分たちの能力を発揮して、その場でできるっていうことを保障してあげるってことがですね、そういったことも、今回の事件を見て、やっぱり考えてあげなくちゃいけ

ないと、それは、長が、やっぱり、そういうことに対してお金を使っていくと、職員を、私は守ってあげると、そのかわり、きちっと仕事をしなさいと、そういったスタンスでやっていくこともね、今回の事件に学ぶことではないかと思いますので、じゃあ、即、中川村で顧問弁護士を雇いましょうとかですね、そういうことは言えないと思うんですが、そういったことの考え方もね、会議の中では出てきたかどうか分からないんですが、村長はどんなふうにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副 村 長 先ほど、コンプライアンスの問題、また、パワハラの問題等、お話があり、パワハラの問題については研修をさせていただくということでございましたが、当然、法令順守ということについては、地方公務員でありますので、遵守をしていくということで、これについても研修等を行って、さらに高めていきたいというふうに思っております。

また、防御の部分でお話をいただきました。この事案の当初、発端におきましても、県の町村会のほうで顧問弁護士をお願いしており、そこを通じて私どもの弁護をしていただいた弁護士さんを紹介していただき、今回に至っているということでもあります。このほかにも、幾つか困った点については、そういった弁護士さんをお願いをしているということでもあります。今、議員からも、そうしたお話ありましたので、すぐにというわけにはいきませんが、念頭に置いて、そういう対応をとっていくことを考えたいというふうに思います。

行政に対して、さまざまな場面で、住民の皆さん、また住民以外のところから、また、あるいは業者等々からも、こうした——こうしたといえますか、いろいろ行政に対する申し立て等が起きる可能性というのは十分承知をしておりますので、そこらは参酌しながら、何ら職員が委縮することのないように努めてまいりたいというふうに思います。

今回の事件におきましても、一言一句が録音されていたと、しかも、社会一般では了解を得られながら、了解を得ながら録音をする——録音というか、録音の許可をとるなり、同意のもとにするということが一般的かなと思いますけれど、今回の場合は、裁判所の判決にもありますとおり、立場的なものを言われているということもございます。そうした発言の内容につきましても、余り過度に職員に対して話をしてまいりますと、なかなか、円滑な会話とか、そういったことも途切れるのかなあという部分も懸念をされるところでありますが、逆に十分注意をしておかないと、そういったものが今回の裁判の資料として出され、一言一句がその対象となるということも、現実、ありましたので、十分注意してまいる必要はあるのかなあというふうに思います。

いずれにしても、さまざまなことを考えて対応、行政運営をしていく必要が、今回のものについてで改めてわかったのかなあという思いはございます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○3 番 (小池 厚) 私は、村側の今回の対応ですね、いたし方なかった部分があった

のかなあとというふうに思いますけれども、先ほど村長のほうからも言われましたが、契約の際にですね、冷たくなるかもしれないけれども、期限をきちっと切らせてもらうということも必要じゃないかとふうにおっしゃいました。やはり、委託契約を結ぶ際にですね、恐らく単年度契約で、この間、やってこられたと思います。その際に、その年間の時間数ですか、うたわれて、多分、業務内容もうたわれていたと思うんですが、更新するときにですね、事前に、今度は600時間だというお話をされたとは思いますが、その期間的な問題、要するに、事前に、来年も、じゃあ、お願いするんだけど、じゃあ、こういった事情でもって600時間になるんだとか、そういったような説明がされていたかどうか、ちょっと、私、知る由もないんですけれども、あったとすればですね、それは、もう、この時点で、じゃあ、認めてくれないんだったら、雇用を切らせてもらうと、契約しないと、雇用じゃなくて、失礼、契約はですね、しないんだというふうなことを言ってもよかったというふうに感じています。お願いはですね、やはり、情に流されて、契約雇用ですね、しないまま、実際、働いて——働かせてしまったというようなことがあってですね、結局、こういった形の判決をいただくことになったわけでございますので、そこら辺、本当に苦い経験としてですね、肝に銘じて、本当に法令どおり契約をする、また、事前説明をするときはするという、そういった態度で進めていっていただきたいというふうに思いますので、そこら辺、理事者のほうの考え方、確認させてください。

○副 村 長 今回の案件につきましては、教育委員会の部局の中でのことでありましたが、一般的なことということで、村長部局も含めまして、厳格な運用をしていくというふうに考えております。

ただ、個人的事業主的な方との契約というのは、村長部局では、業務委託契約っていうのはありませんので、存在する部署のところでの運用をきちんとしていくのが大事なということで、幾つかあるものについては整理をしてもらうという——整理というか、運用の仕方を含めて上半期のうちに整理をするということで指示をさせていただいてあるところでもありますので、よろしくお願いします。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

○5 番 (村田 豊) 私は反対の立場で討論をいたします。

今回の臨時議会の内容を質問をした中でも、答弁の内容について議員全員が理解を得られたというふうには感じておりません。ましてや、村民の皆さんから、例えば議員に問い合わせがあった中で、理解いただけるような説明ができるかどうか、できるとしたら、先ほど申し上げたように、総括したまとめた資料を議員に配付すべきだというふうに私は思います。そのことに対しては、先ほど質問をしましたが、はっきり答弁がありませんでした。

また、それぞれの議員から出ておりますように、認めざるを得ないという言葉が

出ております。法的には支払いをしなければならないという行政の義務や流れは理解できます。義務費として村に支出ができるというような点についても確認しております。ただ、村民として、なぜ、このような多額な金額を、言ってみれば支出しなきゃならなかったのか、当然、概要と過失責任というものが明示されて、私は当然だというふうに思います。そうしないと村民が尊い浄財を補佐するということに対する理解、納得はできないという、この事案だというふうに思います。先ほど答弁の中にありましたように、村長は、必要があれば、必要があればというような、言ってみればあいまいな答弁がありました。なぜ、この報告を広報へ載せることが原告に対して気を使うのか、これは、6月号の広報の中へ教育委員会と一緒にページを改めてつくって、その中で提示、経過と村として支払いをした損害額の提示を、きちっと報告をすればできることだと、そういうふうに感じます。過失責任等についても、村の皆さんに示してこそ執行責任者の使命を果たせるのじゃないかというふうに思います。それができないということになれば、村民の皆さんは納得していただけないというふうに思います。こうした経過を踏まえて、議員として、村民の皆さんに理解をしていただけるような説明が議員としてできなければ、今回の補正予算を、そういった条件を整えてもらわなければ、補正予算は認めることができません。以上の理由で反対の討論とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

○9 番

(竹沢久美子) 私は、今までの裁判の経過とか、そういうものを見てきました。それで、判決の中へあらわれているこの文言は、本当に一部のものだと思います。裁判の中で戦われたり発言されたことは、私たちの白日のもとにさらされているものは、ほとんど、本の一部であって、その原告にしても、そして被告側にしても、まだ、言ったり、それから思いとかが、先ほども言われたように、相手に伝わっていないという部分はたくさんあると思います。しかし、こうした判決が出たことで、これをずるずるずるずる引きずることが本当に村民益になるのかといたら、やっぱり、ここできちんと判決に従って対応をして、それから、先ほど多くの議員から出されました要望や、それから、今後こうしたことを起こさないための前向きな取り組み、そうしたことや、それから、村長の責任についてもありましたけど、こうしたことも、まだ検討されるということですので、そうしたことを踏まえて、私は、ここで1回、線を引いて、それから、二度とこうしたことが起こらないよう、また、特にパワハラの問題なんかは、本当に、今、問題になっていることなので、そうしたものを通して対応していただくと、これは、本当に自分たちの一つの教訓として生かしていただくといいと思いますので、そうした意味で、この判決、予算については、補正予算については賛成いたします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これより議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 賛成多数です。よって、議案第1号は原案のとおりに可決されました。

これで本臨時会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長 本来、予定にはない臨時議会を招集し、そしてまた、ご提案させていただきました案件につきまして、すべて承認をいただきましたこと、大変ありがたく、感謝を申し上げます。

一言だけつけ加えますと、村田議員のほうから説明がされていなくて、村民から質問を受けても説明が答えられないというふうなお話がありました。役場のほうから村民にも説明すべきではないかというご指摘がございました。それにつきましては、この判決の、かなり部数、ページ数の多いものですが、これを議員の皆様方全員に既にお配りをしているかと思えます。この中にですね、原告、被告、両方がどういう主張をして、それに対して裁判所がどう答えたのかということが書いてあります。先ほど申し上げたとおり、役場側から一方的な説明をするということが必ずしも正しいとは思えないので、どうしたものかというふうに思っておりましたところが、今、ご質問をいただきましたので、これはですね、ご希望の村民の皆さん方にはお配りするというのが一番適切な、ご希望ですよ、全員に配るとかなりの部数になるので、大変なので、役場のほうに言ってきていただいた方には、これをお渡しするというのが一番、何ていうか、バランスのとれた誤解のないやり方ではないかなというふうに思います。これを見ていただければ、議員の皆様たがも既に読んでいただいたかと思えますけども、双方の主張、それから、裁判所の判断ということが詳しく、これだけのページ数、書かれているかと思えますので、そういうふうなことを思った次第でございます。そんなことを申し上げまして、ゴールデンウィーク、これからさまざまなイベント等々があるかと思えます。議員の皆様方にもご協力をいただいたりすることも多々あるかと思えますので、農業のほうも忙しい時期ではございますけれども、それぞれのお立場で、村のために、また引き続きお骨折りいただくことをお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成26年第1回中川村議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前11時10分 閉会]

議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____